

別表1 (奨励限度額と使途範囲)

奨励金の使途範囲	限度額
申請者が所属する機関最寄りの域内の国際空港と調査地最寄りの国際空港間の最短の航空運賃（申請者本人の航空運賃に限る）・海外現地滞在費及び現地調査活動費	1人1回につき 20万円以内